交換、合併、業績予想の修正、業務提携の解消、公開買付け等の事実があったほか、株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引事案（後記⑫）については、法令上、個別に列挙された項目ではないが上場会社等の業務等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして規定する、いわゆるバスケット条項が初めて適用された。

なお、課徴金額については、最低で５万円、最高で2,079万円となった。

⑵　勧告事案の概要

平成20事務年度において、不公正取引に関して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

内部者取引における課徴金額は、原則として下記のとおり旧金商法第175条の規定に基づき算出される。

・　買付けを行った場合
（重要事実が公表された翌日の終値）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）

・　売付けを行った場合
（売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された翌日の終値）×（売付株数）

㈱　平成20事務年度の勧告事案においては、旧金商法の適用される事案のみであった。

①　株式会社サンエー・インターナショナル役員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社サンエー・インターナショナル役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第１号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年７月24日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社サンエー・インターナショナルの役員であったが、同社が株式の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成18年７月14日より以前の同年４月20日に、株券合計4,800株を総額2,907万1,000円で売り付けたものである。

【課徴金額】　1,246万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年７月24日

課徴金納付命令日　平成20年８月22日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　株式会社ヴァリック役員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ヴァリック役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第１号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年10月17日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、

⑴　株式会社ヴァリックの役員であったが、同社の業務執行を決定する機関が株式会社ＡＯＫＩホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表される平成19年11月15日午後３時30分より以前の同日に、株式会社ヴァリックの株券合計８株を総額93万4,000円で買い付け、

⑵　株式会社ラヴィスと機密保持契約を締結していた株式会社ヴァリックの役員として、同契約を履行していたものであったが、株式会社ラヴィスの業務執行を決定する機関が株式会社ＡＯＫＩホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、同契約の履行に関して知り、この事実が公表される平成19年11月15日午後３時30分より以前の同月14日及び同月15日に、株式会社ラヴィスの株券合計12株を総額97万2,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】　34万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年10月17日

課徴金納付命令日　平成20年11月７日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　株式会社ヴァリック元社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ヴァリック元社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第１号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年10月17日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ヴァリックの社員であったが、同社の業務執行を決定する機関が株式会社ＡＯＫＩホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、株式会社ヴァリックを退職した後、この事実が公表される平成19年11月15日より以前の２日及び同月７日に、株式会社ヴァリックの株券合計２株を総額22万5,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】　５万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年10月17日

課徴金納付命令日　平成20年11月７日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　株式会社メディセオ・パルタックホールディングス元社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社メディセオ・パルタックホールディングス元社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第５号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年10月24日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社メディセオ・パルタックホールディングスの社員であったが、同社の他の社員が、同社とクオール株式会社が締結した守秘義務の履行に関して知った、クオール株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社エーベルを吸収合併することについての決定をした旨の事実を、その職務に関して知り、株式会社メディセオ・パルタックホールディングスを退職した後、この事実が公表される平成19年５月25日より以前の同月14日から同月23日までの間に、クオール株式会社の株券合計102株を買付価額2,085万1,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】　118万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年10月24日

課徴金納付命令日　平成20年11月18日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　株式会社いい生活社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社いい生活社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第１号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。